



発行 東京都

目次

41

規則

○東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則……………（主税局税制部税制課）…

規則

東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年七月二日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都規則第七号

東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則

東京都都税条例施行規則（昭和二十五年東京都規則第二百十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二の三中「第七十二条の二十三第一項ただし書」を「第七十二条の二十三第二項」に改める。

第十二条の三中「附則第四十一条第八項」を「附則第四十一条第七項」に改める。

第十二条の十四、第十五条、第十八条第二項及び第二十条中「附則第四十一条第九項」を「附則第四十一条第八項」に改める。

第二十八条の十一第二項に次のただし書を加える。

ただし、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除して得た金額が千円未満である場合には、第一号に掲げる金額とする。

第二十八条の十一第三項に次のただし書を加える。

ただし、当該者が法第五十条第一項の規定の適用を受けなかった場合において前項ただし書の規定の適用を受けるときについては、この限りでない。

第二十九条の四第二号中「マンション建替組合」の下に「及びマンション敷地売却組合」を加える。

附則第十一項中「専らメタノール」を「メタノール自動車（専らメタノール）」に、「メタノール」を「をいう。次項において同じ。）、混合メタノール自動車（メタノール）」に、「同項で定めるもの及び電力併用自動車」を「条例附則第七条第一項で定めるものをいう。次項において同じ。）及び電力併用自動車」に改め、「電力併用自動車をいう」の下に「。次項において同じ」を加え、「一・一」を「一・一五」に改め、同項第一号中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「平成二十六年度」を「平成二十八年年度」に改め、同項第二号中「平成十六年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「十一年」を「十二年」に、「平成二十六年度」を「平成二十八年年度」に改める。

附則第十七項を附則第十八項とする。

附則第十六項中「附則第十二項（）」を「附則第十三項（）」に、「附則第十三項」を「附則第十四項」に、「附則第十二項第四号」を「附則第十三項第四号」に改め、同項を附則第十七項とする。

附則第十五項中「附則第七条第五項」を「附則第七条第六項」に改め、同項を附則第十六項とする。

附則第十四項中「附則第七条第四項」を「附則第七条第五項」に改め、同項を附則第十五項とする。

附則第十三項中「附則第七条第三項」を「附則第七条第四項」に改め、同項を附則第十四項とする。

附則第十二項各号列記以外の部分中「附則第七条第二項」を「附則第七条第三項」に改め、同項第二号中「附則第七条第二項第二号」を「附則第七条第三項第二号」に改め、同項第四号中「附則第七条第二項第四号」を「附則第七条第三項第四号」に改め、同項を附則第十三項とする。

附則第十三項とする。

附則第十一項の次に次の一項を加える。

12 次に掲げる特種用途自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及び電力併用自動車並びに被けん引自動車を除く。）に対する平成二十六年度分の自動車税に係る第二十八条の十の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条第一号中「条例」とあるのは「条例附則第七条第二項の規定により読み替えて適用される条例」と、「同号」とあるのは「条例附則第七条第二項の規定により読み替えて適用される同号」と、同条第二号、第三号、第五号イ、第六号及び第八号中「条例」とあるのは「条例附則第七条第二項の規定により読み替えて適用される条例」と、同条第四号中「相当する率」とあるのは「相当する率に一・一を乗じた率」とする。

一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる特種用途自動車で平成十三年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの

二 軽油を内燃機関の燃料として用いる特種用途自動車その他の前号に掲げる自動車以外の特種用途自動車で平成十六年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの

別記第四十一号様式（甲）（登記要領一）中

心身障害者雇用施設の減額
東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る課税標準の特例

を

心身障害者雇用施設の取得に対する減額
東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に対する課税標準の特例

を

耐震基準不適合既存住宅の取得の減額
被収用不動産等の代替不動産の取得の減額

を

耐震基準不適合既存住宅の取得に対する減額
被収用不動産等の代替不動産の取得に対する減額

に改め、同様式記載要領に次のように加える。

10 東京都都税条例第48条の4、第48条の4の2第2項又は第48条の4の3第2項に規定する不動産取得税の還付の申請を行う場合には、この様式を準用してください。この場合において、「不動産取得税申告書」とあるのは、「不動産取得税還付申請書」と読み替えるものとし、「摘要」の欄に「還付の申請」である旨を記載してください。

別記第四十一号様式（乙）（登記要領一）中

心身障害者雇用施設の減額
東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る課税標準の特例

を

心身障害者雇用施設の取得に対する減額
東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に対する課税標準の特例

を

耐震基準不適合既存住宅の取得の減額
被収用不動産等の代替不動産の取得の減額

を

耐震基準不適合既存住宅の取得に対する減額
被収用不動産等の代替不動産の取得に対する減額

に改め、同様式記載要領に次のように加える。

12 東京都都税条例第48条の4、第48条の4の2第2項又は第48条の4の3第2項に規定する不動産取得税の還付の申請を行う場合には、この様式を準用してください。この場合において、「不動産取得税申告書（区分所有家屋）」とあるのは、「不動産取得税還付申請書（区分所有家屋）」と読み替えるものとし、「摘要」の欄に「還付の申請」である旨を記載してください。

別記第四十一号様式（甲）「附則第41条第8項」や「附則第41条第7項」に定める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十二条の三、第十二条の十四、第十五条、第十八条第二項、第二十条及び別記第五十号様式の改正規定 平成二十八年一月一日
- 二 第十二条の二の三の改正規定 平成二十八年四月一日
- 三 第二十九条の四第二号の改正規定 マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十号）の施行の日
- 2 この規則による改正後の東京都都税条例施行規則の規定（附則第十二項を除く。）中自動車税に関する部分は、平成二十七年以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十六年分までの自動車税については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都都税条例施行規則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 112-0002